

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則（平成25年規則第141号）第4条第3項の規定に基づき、一橋大学ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 ハラスメントの防止等に関する基本方針、対策及び行動計画の策定に関する事項
 - 二 ハラスメントに関する調査、研究、啓発及び教育に関する事項
 - 三 ハラスメントについての相談に関する事項
 - 四 ハラスメントの停止のため必要な対策に関する事項
 - 五 ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に対する調停の申請又は措置の申立てに関する事項
 - 六 ハラスメントにより就学上若しくは就労上の環境が害される事態又はそのおそれがある事態への緊急対処に関する事項
 - 七 二次被害及び二次加害発生の防止のため必要な対策に関する事項
 - 八 ハラスメントについての年次報告に関する事項
 - 九 その他ハラスメントの防止及び対策に関する事項
- 2 委員会は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に対する説諭の申請が行われた個別の事案について、必要があると認める場合に、加害者に対し行為を中止するよう通告する。
- 3 委員会は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に対する措置の申立てが行われた個別の事案について、申立ての事実が確認された場合に、次の対応をとる。
- 一 部局長等へ事実を報告するとともに、必要に応じ、対応策を勧告すること。
 - 二 学長へ前号の措置を報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副学長（総務を担当する理事）
 - 二 副学長（教育を担当する理事）
 - 三 総務部長
 - 四 学務部長
 - 五 ハラスメント相談室長
- 2 委員長が必要と認める場合は、国立大学法人一橋大学の教職員の中から臨時の委員を指名することができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2項に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号及び第2号に掲げる委員のうちから学長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
 - 3 委員会に副委員長を置き、第3条第1号及び第2号に掲げる委員のうち委員長でないものをもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会)

- 第7条 委員会に、ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会を置くことができる。
- 2 ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、総務部人事課及び学務部学生支援課が行う。
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月29日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に第3条第3号に掲げる委員となった者であつて、経済学研究科、社会学研究科及び国際企業戦略研究科から選出されたものの任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行後最初に第3条第3号及び第8号に掲げる委員となった者（前項に規定する者を除く。）の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に選出されたこの規則による改正前の一橋大学ハラスメント対策委員会規則（平成25年7月29日規則第142号）第3条第3号に掲げる委員の任期は、なお従前の例による。ただし、再任は行わない。

附 則

この規則は、平成28年12月7日から施行し、改正後の一橋大学ハラスメント対策委員会規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。